

大分県報

令和五年
七月十三日
号外（八三）

（木曜日）

目次

告示

解除予定保安林.....一

○告示

大分県告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和五年七月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 解除予定保安林の所在場所
竹田市大字志土知字大別当一七二九番・一七三〇番・一七三五番（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和五年七月十三日

大分県報号外（告示）

一